

電信寫

外機密

計	稚内	釧路	網走
五〇七九	三	四	二
四七五二	三	四	二
五二八三	四	四	一
三七九九			
九六五〇	四七五〇	一八八九	五二二〇
四八二八			五〇〇
一五八〇			
五			

本信郵送す

配布先 文、電、次長、絡設部長、絡秘書、絡設庶、管、經

電信寫

外機密

地種別	A	B	C	D	(D有料分)	(D無料分)
札幌	二二八〇	二一八〇	二四八九	一三五四	七九一五〇	六七三六三
千歳	九七二七	四八八五	七	五七九三	六三九〇	
函館	五九三三	五九三三	六四九	四〇四三	七二四	四八三六一
室蘭	三四九三	四九三	三四九	四四六〇	七四三六	四九七八五
小樽	七一	七一	七〇	二四一三	二八二	九七三六
旭川	二二七二	二七	八一	二五七〇	九四	五
美幌	五六四	六一	六六	五〇七八	一九	一四七〇
帯廣	四	四	四	一七六二	二	七六一七五

昭和二一 四六〇八 平 札幌八月八日一八四〇發 絡設  
 本省 九日 九〇五着  
 吉田 總裁  
 工藤事務局長  
 第二三五號(至急)  
 (勞務月報提出の件)



0162

0161

電信寫

秘

7440.1

總 番 號	一五七六七
符 號	平
日 期	昭和廿一年八月八日
時 間	時四五分
主 管	務 設

各終連地方事務局長  
（出張所を含む）  
各地方長官  
合第三二三號 至急

勞務月報に關しては種々御努力を願つて居るが今般總司令部より同報告要領左記の如く變更すべき旨指示があつたに就ては今後の御報告は新要領に依り従前通り毎月五日迄に期限厳守御呈出願ひ度。

尙去年九月以降七月迄の分に關しても新規要領に依る御報告今月二十日迄に御呈出願ひ度。

記

一從來のA B C D E各項を更にP Dに基く勞務者（設收命令書に

電信寫

7440.1

總 番 號	一五三二〇
符 號	平
日 期	昭和二十一年八月八日
時 間	時五〇分
主 管	務 設

各終連地方事務局長  
各都道府縣長官  
合第三二二號（至急）

（進駐軍關係勞務者取懸ひ要領の件）

勞務月報報告要領改正に關しては八月八日拙電合第三二三號を以つて既に通報し置きたるも此れが完遂を期する爲には設收命令書（プロキユアメント、デマンド）に記載ある建物維持に必要な勞務者及び勞務要求書（レーパー、リキジョン）に依る勞務者の區分を特に明確にする要あるが今迄此等勞務者の區分尙不明瞭を缺き前者に對しても要求書を發行し或は後者に關し要求書なしに勞務を提供する等の混淆ありたるやに見受らるるに付此の際右事情御説明の上聯合軍側とも御協力の建維持以外の勞務者採用は必ず勞務要求書に基いて行ひ兩者の區別を明瞭に保たしめられ度い。

終 連 總 裁

P4401

記載ある建物維持管理に必要なる労働者）及び労働要求書に基  
 く右以外の労働者との二種に分ち前者を(1)後者を(2)として御報  
 告願ひ度。追つて右区分は實際上の募集形式に不拘質的にそ  
 の從事しめる職種業種により区分され度  
 二尙電報に依る御報告中には常備日備を區別する事なくその合計  
 のみ前述(1)の要領に依り御報告致され差支なきも文書に依る御  
 報告には當方参考迄必ず(1)(2)に付き常備、日備を区分して記載  
 せられ度。  
 写附頁に關しては文書に依る報告に於て別に一項を設けて御報告  
 願ひ度。

記録簿

0163

〇一五七四五 平 廿一 八 一六 二〇 絡設  
 〇一五七五四

宛先別紙の通 吉田 總裁

(大至急)

(勞務月報に關する件)  
 買縣勞務月報七月分未着に付大至急電を以て御報告願ひ度。尙  
 既に發電済にても念の爲再電乞ふ

0164

電信寫

P4401

山梨、長崎、兵庫、奈良、廣島、島根、大分、宮崎、秋田縣知事  
北海道廳長官

昭和二一 四六五三 平 長崎 八月九日 一〇〇〇 發  
本省 十日 一〇〇〇 着 絡股

吉田 總 裁 長 崎 縣 廳

(勞務月報に關する件)

七月分勞務月報

A 九一三七 B 九二二二 C 九六九八 D 九二四八  
六錢 四四六八一圓 (丁)

配布先 文、電、絡秘書、絡股廳、管、經

不要記

D166

D165

外務省

RH'-0021

0110

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

P4401

昭和二一 四六三八 平 神戸 八月九日一七〇〇發 幣設  
本省 十日一四〇〇發  
設 營 部 長 兵衛縣内政部長

(勞務月報に關する件)

七月分勞務月報

A 一三六九三人 B 一三三九三人 C 一三一九四人  
D 一三九六七三人 已 無し (了)  
配布先 文、電、特配書、給設廠、省、經

不要記

0167

外務省

電信寫

P4401

昭和二一 四六七三 平 宮崎 八月十日一三〇〇發 幣設  
本省 十一日一三〇〇着  
吉 岡 總 裁 宮崎縣

(至急) (勞務月報々書の件)

電照に依り七月分勞務月報

一 二一一  
二 一七七  
三 二〇三  
四 六八六一二三五  
五 該當無し  
配布先 文、電、給設廠、省、經

(了)

不要記

0168

外務省

電信寫

P4401

昭和二一 四六九三 平 廣島 八月 十日 一、四五發 絡設  
 本省 十二月 一、〇〇〇着

白洲 次 長 廣島縣教育民政部長

(警察無電經由)

(勞務月報)

七月分勞務供出月報に付ては既に報告済なるも左記の通り再電報  
 告す

A 一四六〇九名  
 B 一三八七五名  
 C 一五三六八名  
 D 支拂濟五三一八九一三圓四二錢  
 未拂 五六一七三二六圓九八錢  
 計 一〇九三六二四〇圓四〇錢

配布先 文、電、絡秘書、絡設庶、營、經

(了)

外務省

不詳

0189

P.4401

昭和二一 四七〇九 平 天津 八月 十二日 一、〇五五發 絡設  
 本省 十二月 二、七二〇着

吉田 總裁 木村連絡官

第四九號

(勞務月報報告要領改正の件)

貴電合第三二三號に關し

滋賀縣(昨年七月より本年七月迄)の分は縣廳より本月二十日  
 迄に設營部長宛報告書提出の筈につき右御了承願ひたし(了)

配布先 文、會、電、次長、絡管部長、絡祕、絡設庶、營、  
 經

0170

電信寫

P.4401

昭和二一 四七三一 平 盛岡 八月十二日一〇時發 絡設  
 本省 十三日一〇時着 岩手縣內務部長

吉田 總裁

(警察無線經由)

(勞務月報の件)

勞務月報(昨年九月分より本年七月分迄)

A、B、C、D、E各項(ハ)なし凡て(四)なり

配布先 文、電、絡秘、絡設庶、營、經

(丁)

不登記

0171

外務省

電信寫

P.4401

昭和二一 四七三二 平 秋田 八月十二日一〇時發 絡設  
 本省 十三日一〇時着

吉田 總裁

秋田縣勞働課長

(警察無線經由)

(進駐軍勞務月報報告の件)

進駐軍勞務月報(再電)

「A」三九五三

「B」三六〇七

「C」三八六

「D」二二一三九六圓九〇錢

「E」無し

配布先 文、電、絡秘書、絡設庶、營、經

(丁)

0172

外務省

電信寫

外務省

昭和二一 四七八八 平 大分八月十四日一四時五分發 給設  
 本省 十五日一十〇〇分着

設 務 部 長 大分縣内務部長

(勞務月報の件)

電照勞務月報七月分中「D」項九七一三五四一號 (丁)

0174

電信寫

~~秘~~

P4401

總 番 號 一六二二七

符 號 平

昭利廿一年八月十三日一六時三九分發

大分縣知事 吉田 兼 裁

(大至急)

(勞務月報(七月分)に關する件)

貴縣勞務月報七月分中D項の事大至急再電乞上

0173

RH'-0021

0114

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



電信寫

P440.1

昭和二一 四七八一 平 高知 八月十四日一六〇〇 終 設  
本省 十五日〇六〇〇 着  
高知縣知事

（男務月報改正に關する件）  
貴電會第三二三號男務月報改正に關する回答  
現在迄本縣取扱のものには男務課長書に依るものにて換取指令書に  
添く該書者なし（了）  
閣下先 文、電、結部、結設部、管、經

外務省

0175

電信寫

P440.1

訂 正 報 八月十五日電 備 座  
八月九日受大分縣知事發男務月報（總書號第四六〇五號）一項を  
定の通り訂正せり

日九七五一五五五五五五  
閣下先 文、電、結部、結設部、管、經

外務省

0175

RH'-0021

0115

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



電信寫

p. 4. 4. 0. /

外務省

昭和二一 閏九八五 平 福岡 八月二十日一、三〇分着 格設

吉田 總裁

(至急警察無電經由) (勞務月報)

PDに基く勞務者九月迄し

- 十月 B、二二、二D、三〇三三圓二八錢
- 十一月 B、二七、D、不明
- 十二月 B、七四、二D、八九七〇圓〇七錢
- 一月 B、九五、六D、二三四〇五圓四錢
- 二月 B、八九、一D、一六七三八圓
- 三月 B、九九、〇D、三五三三〇圓一二錢
- 四月 B、一〇〇、五D、四五一〇六圓七〇錢
- 五月 B、一〇八、〇D、四二三三七圓三〇錢
- 六月 B、一一二、九D、四二〇八四圓一二錢

2440

昭和二一 四八六三 平 前橋 八月十七日一、三〇分着 格設  
本省 十七日一、三〇分着

吉田 總裁 群馬縣知事

(勞務月報告要領變更の件)

合第三三三號を以て御照會の勞務月報告要領改正の件  
昨年九月以降七月迄の分左の通り御報告申上ぐ

記

一(1)「接收命令書に記載ある建物の維持管理に必要な勞務者」  
に該当するもの無く全部は「勞務要求書に基く勞務者」なるに  
付然る可く御取計ひあり度し

二「請負に關しては文書に依り報告すべき旨御指示ありたるも如何  
なる事項を報告すべきや

從來は請負に關しては月報に含ましめた旨の御指示に付此の點  
に關し報告様式御示し願ひ度し

配布先 文、電、委員長、局長、部長、課長、股長、警、經

(了)

Q180

Q179

RH'-0021

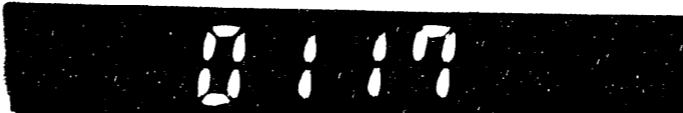
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



電信寫

七月B、一二〇、八〇、五一四四五圓  
計B、八四九、三D、二七一四七〇圓〇三錢  
配布先 文、電、絡秘書、絡設庶、營、經

(丁)

外務省

P4401

昭和二一 五〇〇五 平

岐阜 八月二十一日〇九四〇發  
本省 二十二日一〇〇〇着

絡設

設營部長

(至急)

(進駐軍關係勞務者取扱要項の件)

電照の新要領に依る勞務正式PDに基く勞務者に就ては該當な  
勞務要求書に依るものに就ては從來報告せし通り尙岐阜縣に於  
ては接收家屋維持管理の爲メモランダムに依り管理事務所を設置  
し所長通譯大工水道電氣各一名を八月一日以降雇傭中なり是等は  
H) PDに含まれるものなり又電照三項の請負とは占領軍設營工  
事の請負或はホテル等の接收に伴ふ俱樂部娛樂場等の請負なるや  
御指示願度し

配布先 文、電、次長、絡設部長、絡秘、絡設庶、營、經

0182

0181

P440.1

昭和二十一年八月二十六日 横濱 八月二十六日 一八三〇〇 着 絡設  
 設 營 部 長 本省 事務局長 鈴木 事務局長

第二五號 (勞務月報に關する件)  
 昨年九月より本年七月迄のPD關係勞務者の分として左の通り  
 通報する

記

六月分

A、四一七七人  
 B、四一七七人  
 C、四八二四八  
 D、三六七六八圓  
 五、なし

0184

P440.1

昭和二十一年八月二十三日 廣島 八月二十三日 〇八一五 發 絡設  
 終 連 次 長 本省 二十四日 〇二〇〇 着

(警察無線經由)  
 廣島縣教育民政部長

(勞務月報に關する件)  
 合第三二三號通牒に依る昨年九月以後本年七月迄の勞務月報は目  
 下新規要領に基き調査中にして調査完了次第報告するに付承知せ  
 られたし

配布先 文、電、絡設部長、絡秘、絡設庶、營、經 (了)

0183

發信用執務用		主信 200 / 200	
附	甲		
丙			
丁			
備考	P440		
名 件		先付送寫	名人信受
今般事務月報に關して報告書提出を乞 ひ、直りの上野さんから爾今在り依り		都勤事務 主川出 覆新	各管理人 大野 忠 A
名 件 録 記		名 人 信 發	
事務月報に關する件		設務局長	
主 任 設務局長 昭和二十一年八月十九日起草			
通 令 第五四五 號 昭和二十一年八月			
文書課發送日 昭和廿一年八月廿六日			
文書課長 大野 忠			
淨書 (原稿) (淨書)			
正校 (原稿)			
附屬			
記帳簿			

0186

七月分
A、共一〇〇人
B、一〇〇人
C、六四三九人
D、三八七五二〇二圓
四、なし

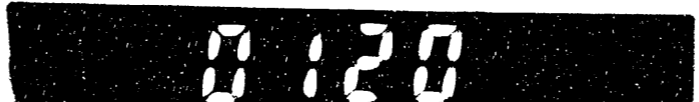
尚五月以前の分は縣廳に於て調査不能との趣であるが、願力他の資料より算定報告する様督勵して居ります

配布先 文、電、締設部長、締秘、締設、庶、營、經

(了)

0185

RH'-0021



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

仰報出相取の事  
追而事務日報提出期日附守相取の事  
記

一従来ノ職種別欄ノ各項を更ニP.D

(Procurement Demand) に基キ事務者

ノ設及命令書記に記載ナリとの事務者

是等増口基に之を是する建物維持管理

理に付要な事務者一例管理人・會計係

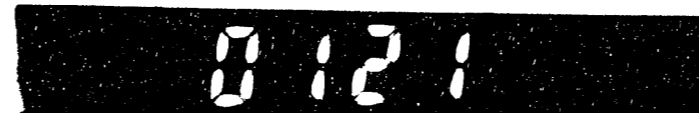
公  
信  
案

0187

解理人・結欠・電氣操手・汽釜士(團)  
及事務要求書 (Labour Requisition)  
に基いて之を是し小基右以外ノ事務者  
一例 郵政者 電信技手) に分る例者  
と(4) 従者(4) とし之を教生とする事  
但し各官署内員は建物維持管理費に包含せしむるものこと  
ニ右に介は實際上の甚る旨示機関に拘  
りて之を宗傳的のその従事しとの職

公  
信  
案

0186



(註)

種業管に依つてそのが直接建築物維  
 持管理に關聯しこのなるかどうかを其  
 準として区別する 従つて管理事務所  
 の同一款は(イ)に該をし 糸早に直接  
 使用される前 款は(四)に該をとする

前江 P. D. とは 聯合會が日本局に對し

0190

初接収建築物の維持管理を日本局に  
 任ずるものあり之に其上の日本政  
 府は事務を云々是し建物維持管理  
 と行ふ <sup>事務</sup> 是結物...を又拂ふのあり  
 又 <sup>Labour Requisition</sup> P. D. に教つてカバ...  
 職種のトカ務...を得る...  
 合算が日本局に對し...  
 西也

0189



此の如しに  
*Labour Requisition* と  
 同  
 従つて此の  
*Labour Requisition* と  
 同  
 此の如しに  
*Labour Requisition* と  
 同  
 従つて此の  
*Labour Requisition* と  
 同  
 此の如しに  
*Labour Requisition* と  
 同  
 従つて此の  
*Labour Requisition* と  
 同

0192

従つて現に米三十三軍政  
 部内アリ  
 カン  
 提  
 書  
 従つて現に米三十三軍政  
 部内アリ  
 カン  
 提  
 書  
 従つて現に米三十三軍政  
 部内アリ  
 カン  
 提  
 書

0191

三、勞務月報には部隊名並にたゞの区別を記入す

冒頭

a. U. S. Army

b. U. S. Army Air Force

c. U. S. Navy

d. U. S. Marine Corps

e. American Red Cross

f. War Shipping Administration

公 信 案

0194

ふたりに二つは重なるものがある

公 信 案

0193

RH'-0021

0124

公 信 案

g. Other Accredited M. S. Civilian Components

h. British Commonwealth Occupation Forces

i. Other Accredited Allied Mission or Groups (Russian, Chinese, etc)

j. Inter-Allied (Allied Council for Japan, International Tribunal, etc)

0155

發信用 執務用		主信 200		200	
甲					
乙					
丙					
丁					
P440.1					
<p>文書課長 〇〇</p> <p>文書課發送日 昭和廿一年八月廿六日</p> <p>主 管 改訂印長</p> <p>主 任 改訂印長</p> <p>昭和廿一年八月廿六日</p> <p>淨書高橋 正(原稿) (淨書)</p> <p>月 日 起草</p>					
名 件	先付送寫	名 人 領 受	名 人 信 發	名 件 録 記	
報務日報の報告書式		改訂印長	改訂印長		
<p>報務日報の報告書式は、昭和二十一年八月</p> <p>報務日報の報告書式は、昭和二十一年八月</p> <p>報務日報の報告書式は、昭和二十一年八月</p>					
<p>外 務 省</p>					

24-38

0158

RH'-0021

0125

電信寫

74401

外機密

昭和二一 五二六一 平

松江 八月二十七日 一三六發  
本省 八月二十八日 一四三 着

絡設

設 營 部 長

(勞務月報の件)

貴電合第八七號勞務月報は合第二二三號勞務月報改正様式に依り  
報告すれば其の必要なきや

配布先 文。電。絡設部長。秘書。庶。營。經

(一丁)

0198

公 信 案

取扱上疑義も多しこと。田島氏の如く且昔  
日三九日午後ニ時より當局事務局にて開會  
議室に於て解説を行ふことはするから仰  
答集相成るなり

0197

電信寫

P440/

外務省

昭和二一 五三六三 平 高松 八月三十日一、一〇〇發 絡設  
吉田 總裁 前田事務局長  
第六〇號

(勞務月報改正に關する件)  
貴信絡設管合第五四〇號に關し  
附屬丁、八、勞務現況報告は月末現在にすべきや、月合計とすべ  
きや、月合計とすれば常備勞務者數は延數なりを返請ふ(了)  
配布先 文、電、絡設部長、絡設庶、管、經

電信寫

P440/

~~秘~~

總 番 號 一七五一三  
符 號 平  
昭和廿一年 八月廿八日 十三時〇分  
主 管 設

愛媛縣涉外課長

設 管 課 長

(勞務月報報告要領改正の件)

貴縣福田事務官より文書を以つて御照會があつた勞務月報報告要  
領改正に關し左の通り回答す

記

一 貴縣從來の御報告要領を參考として作成せる新様式は八月二十  
二日附第五四〇號を以つて既に全國に通報済なるに付今後は右  
に據られ度い。

尚八月分は貴價記載別紙第四の要領にて差支ない。

記帳済

0200

0133

RH'-0021

0127

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

**秘**

電信寫

7401

総 番 号 一七八三七	符 号 平	昭和廿一年八月卅一日 四時〇分 <small>主 管 設 絡</small>
埼玉縣知事 (勞務月報 (七月分)) 終戦連絡中央事務局次長		
七月分貴縣勞務月報D項は一九七六、六一七圓四七錢とあるも米 勞務士官よりの報告には六、六四二、九八二圓三五錢なり 何れが正しきや御取調の上大至急御回電請ふ		

記帳済

0202

**秘**

電信寫

7401

総 番 号 一七七一六	符 号 平	昭和廿一年八月卅一日 一三時三〇分 <small>主 管 設 絡</small>
岐阜縣涉外課長 (勞務月報取扱要領改正の件) 終戦 設營課長		
八月二十一日附にて電照があつた勞務月報取扱の要領に付左記の 通り回答する 記		
一 管理事務所に通く者は總べてPDに含まれる 二 請負には貴電記載の兩者を含む 三 尙貴電中にはPD (建物接收指令書) に基く勞務者に付ては該 當なき旨御報告があるが建物維持管理は如何にしてなされ居る や又管理事務所とは建物外にあるものなりや、何れ程あるもの なるや等に付き當方参考迄御回電願ひ度い		

記帳済

0201

電信寫

外機密

7440/

昭和廿一 五四二六 午 松山 九月二日 一三〇五 發 絡設  
 設 營 部 長 本省 三日 一〇〇〇 着 媛 縣

(勞務月報提出の件)

八月勞務月報

Aの口一二二、五Bの口一二二、五Cの口二一一Dの口八五八  
 ○ 圓

新に接收されたる建物松山圖書館

進駐部隊英聯邦監

配布先 文、電、次長、絡設部長、絡秘書、絡設員、營、經

記帳済

0204

電信寫

7440/

昭和二一 五四二五 平 三重 九月二日 一三〇五 發 絡設  
 本省 三日 〇九四八 着 三重縣知事

設營部長

(勞務月報提出の件)

進駐軍關係勞務月報通報に就て

付屬丙、勞務月報八月分

A、一七四五六  
 B、一七四五四  
 C、一九四六〇  
 D、イ、九、九五六圓一〇錢  
 ロ、三七、六九〇圓三〇錢  
 E、該當なし

配布先 文、電、絡祕、絡設の庶、營、經

(丁)

外務省

記帳済

0203

RH'-0021

0:29

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

27401

昭和二一 五四二九 平 宇都官 九月二日一四〇〇發 絡設

設 營 部 長

栃木縣内務部長

(至急)

(勞務月報報告の件)

勞務月報八月分

イ、PDに基くものAB四八、C四七九、D一四六八〇五五圓五

四鏡(總金額は指定以後現在迄の金額)Eなし

ロ、其他のものAB九一、C一〇七、D六九八四五圓、Eなし

(了)

配布先 文、電、絡秘書、絡設庶、營、經

外務省

0205

電信寫

27401

昭和二一 五四四四 平 岡山 九月二日一六四〇發 絡設

設 營 部 長

岡山縣教育民生部長

(勞務月報報告の件)

Aイ無し、五二八五、Bイ無し、五二一二、Cイ無し、五五六

四、Dイ無し、三、三九七、三二二圓五二鏡E無し

(了)

配布先 文、電、絡秘書、絡設庶、營、經

外務省

0205



電信寫

p440/

昭和二一 五四四八 平 福島 九月三日 一六五〇 發 絡設

修繕設備部長

(勞務月報に關する件)

勞務月報八月份

A、口、二、三、七

B、口、二、三、一

C、口、一、八、八

D、口、五、五、八、八、五、四、三、七、七

無、なし

向各項に該當をし

配布先 文、電、絡秘、絡設、管、經

(了)

外務省

記帳簿

0207

電信寫

p440/

昭和二一 五四六二 平 前橋 九月三日 一四一〇 發 絡設

吉田 總裁

群馬縣内務部長

(勞務月報に關する件)

八月勞務月報

A、イ、なし、口、二、三、一、〇

B、イ、なし、口、二、三、一、〇

C、イ、なし、口、二、三、七、四

D、一、三、〇、四、二、五、四、四、三、三、三

E、イ、なし、口、なし、

配布先 文、電、絡秘書、絡設、管、經

(了)

外務省

0208

RH'-0021

0131

電信寫

2440/

線番 一七九〇二  
符 平  
昭和二十一年九月二日十七時四分  
主 管 絡設

高松 終連事務局長 吉田 總裁

第五〇號 (勞務月報報告要領改正の件)

貴電第六〇號に關し左の通り回答する。  
一 附屬丁、八、勞務現況報告は附屬丙の明細報告にしてABCは月平均でDは合計である。  
二 附屬丙、丁共に月末現在である。

昭和二十一 五四六五 平 千葉 九月三日一六二〇分發 絡設  
本省 四日 八四〇分着 千葉縣知事

設 管 部 長

室 急 (勞務月報に關する件)

勞務月報八月分  
A、口九五八  
B、口九四五  
C、口一〇五六  
D、口六二四八四七圓一四錢  
E、口なし  
配布先 文、電、

(丁)

電信寫

2440/

外 務 省

記帳済

0209

0210

RH'-0021

0132

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

電信寫

7440/

昭和三一 五四七八 平 仙臺 九月三日一八〇〇分發 絡設  
本省 四日 九二〇分發  
吉田 總裁 宮城縣知事

(八月分勞務月報報告の件)

- A 1) 三四五八 9 九八五二
  - B 4) 二四八五 9 九九三四
  - C 1) 二六八三 9 一〇七五四
  - D 1) 二五九四 五 〇六圓 〇五錢 9 一〇三七七二 四圓二一錢
  - 目なし
- 配付先 文、電、絡秘書、絡設庶、管、經
- (了)

外務省

記帳簿

0212

電信寫

7440/

昭和三一 五四七三 平 甲府 九月三日一七〇〇分發 絡設  
本省 四日 〇六一〇着  
吉田 總裁 山梨縣知事

(勞務月報提出の件)

- A 四〇三名
  - B 三七七名
  - C 四一六名
  - D 二九〇七五八圓二二錢
  - E なし
- 配付先 文、電、絡秘、絡設庶、管、經
- (了)

外務省

記帳簿

0211

RH'-0021

0133

電信寫

外務省

(四) 二九〇六三圓  
配布先 文、電、結務書、結設廉、管、經

(丁)

0214

電信寫

外務省

昭和二一 五五〇六 平 大阪 九月三日一四二八發 結設  
 吉田 總 裁  
 第一三三號(至急)  
 (勞務月報)  
 大阪府八月分勞務月報左の通り報告す  
 (一) 一〇八〇〇  
 (二) 二〇六〇九四  
 (三) 一〇七八七  
 (四) 二〇六〇七四  
 (五) 四六二  
 (六) 六五四一  
 (七) 三三二一四〇圓七四錢  
 (八) 七四五六七四〇圓〇七錢  
 (九) 二八七六圓

文書課長

0213

記帳済

0213

RH'-0021

0134

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

2440/

昭和二一 五四七五 平 富山 九月三日 七、五九分發 終

吉田總裁 富山縣知事

(勞務月報提出の件)

勞務月報八月分

Aイ、一五、二二名

ロ、〇、七九名

Bイ、一五、〇六名

ロ、〇、七九名

Cイ、一四 名

ロ、なし

Dイ、七六〇四圓

ロ、四一六圓五〇錢

Eイ、なし

ロ、なし

配布先 文、電、絡秘書、絡設庶、營、經

(了)

外務省

記帳済

0215

電信寫

2440/

昭和二一 五四七九 平 官崎 九月三日 一、六一分發 絡設

吉田總裁 官崎縣知事

(至急)

(八月分勞務月報報告の件)

(ロ) なし

(イ) なし

(ロ) なし

(イ) なし

(ロ) なし

(イ) なし

(ロ) なし

配布先 文、電、絡秘、庶、營、經

(了)

外務省

記帳済

0215

RH'-0021

0:35

電信寫

74401

昭和二一 五四八〇 平 官崎 九月三日 一六一一 發 絡設  
本省 四日 九二〇 着 濱崎 縣

設營部長  
(至 急)

(勞務月報提出の件)

勞務月報八月分

A(四)二、四九〇、B(四)二、四二五とあるをA(四)二三五、B(四)二八  
一と御訂正方願ひます (了)

配布先 文、電、絡秘、庶、營、經

外務省

記帳済

0217

電信寫

74401

昭和二一 五四八二 平 盛岡 九月三日 一六五〇 發 絡設  
本省 四日 〇九五〇 着 岩手 縣

設營部長

(勞務月報提出の件)

勞務月報八月分

A一六三二、B一六二七、C一六七九、D一〇一一八七圖六〇續  
外に繰越額五七三〇三三圖七〇續、且無し繰下回なり(了)  
配布先 文、電、絡秘、絡設庶、營、經

外務省

0216

RH'-0021

0136

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

p440/

昭和二一 五四八六 平 佐賀 九月三日一七〇五發 絡設  
本省 四日〇九三〇着

吉田 總裁 佐賀縣知事

(至急) (勞務月報提出方の件)

勞務月報八月分

- (一) 二一八 (四) 六八〇 (二) 二一八 (四) 六七一 (三) 二三八 (四) 六七二 (四) 一〇九、〇四七圓二〇錢 (四) 五一二、三〇五圓三〇錢 (五) なし (四) なし

配布先 文、電、絡秘、絡設庶、營、經

外務省

0219

電信寫

p440/

昭和二一 五四八九 平 愛知 九月三日一四八〇發 絡設  
本省 四日〇八二〇着 愛知縣知事

設營部長 (勞務月報報告の件)

占領軍用勞務月報八月分報告

- A、イ、九三五 □、二、三二〇
  - B、イ、九三五 □、二、三一四
  - C、イ、九一二 □、二、二五四
  - D、イ、六五六、六八八、八四 □、一九五〇、一八五、六三
  - E、イ、なし □、なし
- 配付先 文、電、絡秘書、絡設庶、營、經 (了)

外務省

0220

RH'-0021

0:37

電信寫

24401

昭和二一 五五〇三 平 高知九月三日一七一一〇發 本省九月四日一七一一〇着 絡設

吉田 總裁 高知縣知事

(勞務月報報告の件)

八月分勞務月報

(A) (四) 一五六八

(B) (四) 一三三六

(C) (四) 一三九一

(D) (四) 六三一三九八圓一六錢

内前月繰越一三一六九圓六四錢を含む

(圓)なし

尙各項(イ)なし 配布先 文、電、絡秘書、絡設庶、營、經

(丁)

外務省

記帳済

0222

電信寫

昭和二一 五五一〇 平 山形 九月三日一四〇〇發 絡設

設 營 部 長 山形縣内務部長

(勞務月報提出の件)

八月分勞務月報

A、イ、一三四 〇、二二四四

B、イ、一三一 〇、二一九八

C、イ、九六 〇、二〇一三

D、イ、七六四四四圓五錢

〇、一、九八四二四〇圓八〇錢

〇、イ、なし 〇、四一九圓七六錢

配布先 文、電、絡秘書、絡設庶、營、經

(丁)

外務省

記帳済

0221

RH'-0021

0:38



電信寫

74401

總 番 一七九三二  
符 平  
昭和二十一年九月三日十六時二十分  
主 管 絡 設

記帳済

浦和出張所長  
第五號  
吉田 總裁

(勞務員報報告要領改正の件)  
貴信浦和第一九號に關し  
勞務員報報告新形式は八月二十二日附拙信絡設合第五四〇號を以て既に指示済なるに付右に據られ度い

0224

秘

電信寫

74401

總 番 〇一七九三  
符 平  
昭和二十一年九月三日十六時五分  
主 管 絡 設

記帳済

島根縣知事  
終、連、設、管、部、長

(勞務員報報告要領改正の件)  
八月二十七日附電報を以つて御照會があつた勞務員報に關し左の通り向答する  
一 拙電合第八七號は今後廢止する。  
二 尙新規株式は八月二十二日附拙信合第五四〇號を以つて指示済なるに付右に據られ度い。

0223

RH'-0021

0:39

電信寫

24801

昭和二一 五五五五 平 博多 九月四日一六〇〇發 給股  
 本省 四日一七〇〇發  
 福岡縣外務課長  
 (勞務月報提出の件)  
 八月分勞務月報  
 A七四九二、B七三七〇、C六一四五、D六五八九九一八圓四三  
 錢、PD關係無し  
 (丁)  
 配布先 文、電、給秘書、給股庶、營、經

記帳済

0225

外務省

電信寫

24801

昭和二一 五五五六 平 横濱 九月四日一六〇〇發 給股  
 本省 五日一六〇〇發  
 鈴木事務局長  
 第三〇號  
 (勞務月報に関する件)  
 八月分勞務月報左の如く通報する  
 A、イ、一八四、ロ、五四、七〇七  
 B、イ、一八五、ロ、五四、二一八  
 C、イ、一八一、ロ、五七、四七〇  
 D、イ、一一八、三三七圓〇〇錢、ロ、六二、六一一、五八〇  
 圓一四錢  
 E、なし  
 配布先 文、電、給秘書、給股庶、營、經

記帳済

0226

外務省

RH'-0021

0:40

電信寫

74401

昭和二一 五五四四 平 佐世保 九月四日〇八〇八分發 終設  
吉田 總裁 本省 五日一〇〇〇分發 終設  
三浦事務局長  
第三三五號 (至急)

(勞務月報の件)

勞務月報八月分

Aイ〇A口五五八〇

Bイ〇B口五九五二

〇イ〇〇口二〇〇五

Dイ〇D口五五八八七二八七圓四〇錢

日イ〇日口〇

配布先 文、電、絡秘書、絡設庶、管、經

(丁)

外務省

記帳済

0227

電信寫

74401

昭和二一 五五〇七 平 京都 九月四日一七〇〇發 終設  
本省 四日一五五五着  
吉田 總裁  
吉岡事務局長  
第二五二號

(勞務月報報告の件)

八月分勞務月報左の通り報告する

アイ、二五四五人 口、二四四五人

イイ、二五三九三人 口、二四二四人

イ、四二九七人 口、二八三九人

イ、二〇七三一七三圓一三錢 口、二九一六五六一圓〇六錢

イ、無し 口、無し

尙(イ)項中イ、三一三三四六圓〇六錢及口、八六三五四三圓一六錢

は前月繰越分とす(了)  
配布先 文、電、絡秘書、絡設庶、管、經

外務省

記帳済

0228

RH'-0021

0141

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

電信寫

24901

外機密

電信寫

24901

昭和二一 五五二二二 平 熊本 九月四日一六〇〇發 絡設  
 本省 五日〇九〇〇着

設 營 部 長 八木事務局長  
 (至急)

(勞務月報提出の件)

勞務月報八月分

(A) イ、二四八〇、一一〇九(B)イ、四八〇、一一〇七Cイ、二四八  
 ロ、一一一五(D)イ、三五三七、二六〇、一四七四三三九、一  
 二(出)イ、ロ、無し

配布先 文、電、絡秘書、絡設庶、營、經

(了)

0230

昭和二一 五五一三 平 厚木 九月四日一六〇〇發 絡設  
 本省 五日〇九〇〇着

吉 田 總 裁 今井出張所長

第二五號

(勞務月報報告の件)

八月分勞務月報左の通り

A、イ、なし ロ、三、七三七  
 B、イ、なし ロ、三、八八三  
 C、イ、なし ロ、二、七一〇  
 D、イ、なし ロ、四、三〇七五三八、〇二  
 E、イ、なし ロ、なし

本電轉電先 横濱終戦、縣勤勞課

配布先 文、電、絡秘書、絡設庶、營、經

(了)

外務省

0229

電信寫

配布先 文、電、絡秘書、絡設廠、管、經	旭川	七九	四	四	四	七九	有償一五〇〇〇
	帯廣	四	四	四	四	四	有償三〇四一七・五
	網走	四	四	四	四	四	有償一四〇〇〇
	釧路	五	四	五	四	三〇七六	有償一四一四
	美幌	五八	五	六	七	九〇	有償一四一四
稚内	三	三	三	三	三	有償一四一四	
計	五〇八九	四	五〇九	四八八	四五九	九九七	無償一四一四

(丁)

0202

外務省

電信寫

昭和二一 五五三一 平 札幌 九月四日 五〇九三〇 着 終設	吉田 總 裁 第二七〇號(並命) (事務月報報告〇件)	八月分事務月報次〇通り	札幌	三三二八	有償一三八九五七五
		千歳	七五	有償一八八七五九	
		函館	五五	無償一四一	
		室蘭	五四	有償一九二五九〇	
		小樽	四	有償四六四一三	

記帳簿

0201

外務省

RH'-0021

0143

電信寫

P4401

昭和二一 五五一七 平 岐阜 九月四日 一五四〇 發 絡設

設 營 部 長

本省

五日 八五五 着

岐 阜 縣

(八月分勞務月報)

(A)イ、一五五名

(ロ)四二二四名

(B)イ、一五五名

(ハ)四七七八名

(C)イ、五六名

(ニ)一三八三名

(D)イ、一三八五圓六二錢

(ホ)八二一六二五圓二一錢

(四)該管なし

配布先 絡秘書、絡設廠、營、經、文、覽

外 務 省

記録簿

0283

電信寫

P4401

昭和二一 五五三五 平 新潟 九月四日 一六二五 分發 絡設

設 營 部 長

新潟 縣

(勞務月報)

進駐軍勞務月報八月分

(A)イ、一八七〇、八八

(B)イ、一八八〇、八六

(C)イ、一八五〇、九八

(D)イ、一〇〇二三七圓八六錢ロ、七二一二四圓六二錢 (丁)

(A)なし

尙「ホムツ」には(A)二八四(B)二八二(C)二八〇と誤報せるに付了

承請上。

配布先 文、電、絡秘書、絡設廠、營、經

外 務 省

記録簿

0284

電信寫

昭和二一 五五四〇 平 仙臺 九月四日一四五〇發 絡設  
本省 五日〇九五〇着  
宮城縣知事

(勞務月報追加の件)

八月分勞務月報

D、イ、七六三七五→圓七一錢

D、ロ、三〇五五〇六圓〇二錢

を追加す

配布先 文、電、秘書、絡設庶、營、經

(丁)

外務省

記帳済

0236

電信寫

昭和二一 五五四一 平 鳥取 九月四日一四三〇發 絡設  
本省 五日〇九五〇着  
鳥取縣知事

(勞務月報に關する件)

勞務月報八月分各項とも(ハ)は該營なし

Aの(ハ)一五八二名

Bの(ハ)一四七六名

Cの(ハ)一七五七名

Dの(ハ)七九一、一八八圓二三錢

E、なし

配布先 文、電、秘書、絡設庶、營、經

(丁)

外務省

電信寫

昭和三一 五五四二 平 大分 九月四日 一三二一 發 絡設

設 營 部 長

(勞務月報報告の件)

八月勞務月報

A、一五六四名

B、一五五〇名

C、一四八九名

D、一一六三八五圓六三錢

五、なし

配布先 文、電、絡秘書、絡設庶、營、經

大 分 縣

外 務 省

記 録 簿

0237

電信寫

昭和三一 五五四六 平 大分 九月四日 一三五〇 發 絡設

吉 田 總 裁

(八月分勞務月報報告の件)

勞務月報八月分

A、(1)八一七

B、(1)八一七

C、(1)七五八

D、(1)七五〇

E、(1)四七五〇三一圓

F、(1)四一六四三圓四四錢

G、(1)なし

配布先 文、電、絡秘書、絡設庶、營、經

大 分 縣

外 務 省

記 録 簿

0238

RH'-0021

0146



外機密

電信寫

1940.9.4

昭和二十一年九月四日 午後五時三十分 發給  
本 省 松 香川縣知事  
吉田 總 裁

(勞務月報提出方の件)

八月分勞務月報

- A、イ、五三〇三三〇
  - B、イ、五三〇三二七
  - C、イ、五三〇三二四
  - D、イ、二〇一七八圓二〇錢
  - ロ、一二九六四圓一三錢
  - E、イ、
- 配布先 文、電、総設部長、総設の庶、登、經

記帳済

0239

秘

電信寫

1940.9.4

通 信 部  
一七九七八  
昭 和 二 十 一 年 九 月 四 日 正 時 二 〇 分 終 設  
主 管

総設部長 津田出張所長

吉田 總 裁

第一三號

(勞務月報報告與領改正の件)

七月十八日附賃借簿總帳第三一號第四項に關し  
米軍政務上の事務報告を分科の上報告する様與請があつた由なるも  
當方既述する勞務月報は抽圖合第五四〇號與領に依り事務分科す  
る事なく報告せられ度い。  
尙貴出張所よりの勞務月報は縣報告中に含まれるを御同趣願ひ  
度い。

0240

外機密

文

電信寫

昭和二一 五五五四 平

水戸 九月五日 一分發 終

茨城縣

第四部第二課長

(勞務月報に關する件)

進駐軍勞務月報八月分

A、イ、なしロ、二二〇名

B、イ、なしロ、二〇五名

〇、イ、なしロ、二八五名

D、イ、なしロ、二三五八〇五圓五五錢

E、イ、なし

B、なし

配布先 文、電、絡設部長、絡認書、絡設庶、營、

0241

0242

電信寫

p4.4.1

昭和二一 五五六七 平

青森 九月五日 一分發 終

青森縣知事

設 營 部 長

(勞務月報報告の件)

八月分勞務月報

A、(イ)一四二 (ロ)一七〇九

B、(イ)一四二 (ロ)一六五二

C、(イ)一五二 (ロ)一五六三

D、(イ)一〇三三九圓七四錢 (ロ)一〇四六三四三圓〇三錢

E、(イ)なし (ロ)七〇〇圓

D項の内前月分繰越支拂が五四三六一一圓四一錢

(丁)

配布先 文、電、絡秘書、絡設庶、營、經

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RH'-0021

0148

電信寫

1949.9.1

昭和二十一 五五七三 平 秋田 九月五日一六二六發 結股  
 本省 六日〇八二〇着  
 秋田縣知事

(正急)  
 (勞務月報)

八月份勞務月報  
 A、四〇九、三  
 B、六五九  
 C、四一五  
 D、支拂ひたる賃金二〇六、七二二圓二〇錢  
 支拂上へき賃金二九八、三三七圓八〇錢 (繰越を含む)  
 E、本レ

配布先 文、電、給秘書、給股庶、營、經

(丁)

記帳済

0243

外務省

電信寫

1949.9.1

昭和二十一 五五七五 平 九月五日一六二六發 結股  
 本省 六日〇八二〇着  
 秋田縣知事

(正急)  
 (勞務月報提出の件)

勞務月報八月份  
 A、七九〇、六八六一  
 B、七九〇、七一九六  
 C、七九〇、二九六二  
 D、六九四、四四三  
 E、本レ

配布先 文、電、給秘書、給股庶、營、經

(丁)

0244

外務省

RH'-0021

0149

電信寫

(四) 該當なし

聖布先 文、電、給郵書、給設庫、簿、經

(了)

外務省

0248

電信寫

pp. 4. 1

昭和廿一 五五七九 平 松 江 九月五日 一七二〇 發 給設

吉田 總 裁

(勞務月報報告の件)

島根縣知事

勞務月報八月分

A (一) 該當なし

(四) 七〇四、三名

B (一) 該當なし

(四) 六八六、六名

C (一) 該當なし

(四) 八一九名

D (一) 該當なし

(四) 支拂濟額三四九八三〇圓八錢

未拂額六九六一二圓三〇錢

E (一) 該當なし

外務省

0245

電信寫

7440/

昭和二十一 五六〇二 長野 九月五日一六〇〇發 絡設  
本管 七日〇八〇〇着  
長野縣知事

(勞務月報報告の件)

- 八月分勞務月報
- A (イ) 二九四、五 (ロ) 六八一、八
- B (イ) 二九四、六 (ロ) 六四〇
- C (イ) 二九九 (ロ) 七一
- D (イ) 一〇二、二六六圓 (ロ) 一七七、〇九五圓六二錢

配布先 文、電、絡秘、絡設庶、營、經

(了)

外務省

0248

電信寫

7440/

昭和廿一 五五八〇 平 廣島縣前 九月五日一六〇〇發 絡設  
本管 六日〇八〇〇着  
廣島縣

(勞務月報提出の件)

- 勞務月報八月分
- A (イ) に関するもの別途報告す
- B (ロ) に関するもの A 一七〇五五名 B 一五七七名 C 一六八二一名
- D 支拂済五六六一〇六圓九六錢未支拂六五五九七三八圓六二錢計二二四八四五圓五八錢五無し

配布先 文、電、絡秘、絡設庶、營、經

(了)

外務省

0247

RH'-0021

0:51

電信寫

P440.1

昭和二一 五五八一 平 金澤 九月五日一四二〇分發 絡設

吉田 總裁

(勞務月報報告の件)

石川縣知事

勞務月報八月分

A、二六四二五

B、二六四三五

C、二〇六

D、一四三七二六、九一圓

E、なし

配布先 文、電、絡秘書、絡設庶、營、經

(丁)

外務省

電信寫

P440.1

昭和二一 五六〇五 平 秋田 九月六日一四二七發 絡設

吉田 總裁

秋田縣知事

(至急) (勞務月報報告の件)

八月分勞務月報

A、イ、二六 口、八三、三

B、イ、三四、八 口、三四一

C、イ、二二 口、三九三

D、イ、八、四三一圓〇〇錢

E、イ、一九八、二九一圓二〇錢 (繰越を含む)

E、なし

配布先 文、電、絡秘書、絡設庶、營、經

(丁)

外務省

電信寫

7440/

昭和二一 五五九一 平 大津 九月六日 九月六日 九月六日 九月六日 着 着 着 着  
吉田 總 裁  
第六二號 本村事務局長

(勞務月報報告要領改正の件)  
貴局第一三號に關し  
往電第一四號及び第一四九號報告の通り當所の勞務月報は縣廳よりの報告中に含まれてゐる又貴方に対する右月報は貴備合第五四〇號の要領により報告することとする  
配布先 文、電、絡秘、絡政、營、經 (了)

外務省

電信寫

7440/

昭和二一 五六〇八 平 神戸 九月六日 九月六日 九月六日 九月六日 着 着 着 着  
設 營 部 長 兵庫縣知事 絡 設

(至急)  
(勞務月報提出の件)  
八月分勞務月報  
A、イ、一、五九六人 □、一〇四人  
B、イ、一、五五二人 □、一〇四人  
C、イ、一、七三五人 □、一〇四人  
D、イ、六八五五、三八一圓 □、五五、二八〇圓  
E、なし  
配布先 文、電、絡秘書、絡設庶、營、經 (了)

外務省

電信寫

24401

昭和二一 五六四七 平 和歌山 九月七日 六〇 發 絡設

吉田 總裁 本 省 八日 一〇 〇 〇 着 佐藤事務局長

第七三號 (勞務月報八月分の件)

貴電合第三二五號に關し

八月分勞務月報左記の通り

配

- ▲、五三六
- 、五三六
- 、五九三
- D、三六二、五三五圓六〇錢
- 田、なし

右の内イ、に該當する勞務者はなく總てロ、に該當する勞務者で  
通譯は含んでゐない  
配付先 文、電、絡祕書、絡設庶、管、經

(丁)

外 務 省

記帳済

0253

電信寫

24401

昭和二一 五六二五 平 浦和 九月七日 四〇 發 絡設

吉田 總裁 本 省 一〇 〇 〇 〇 着 埼玉 縣

(七月分勞務月報相違照會の件)

貴電照會の事つた七月分埼玉縣勞務月報D項の金額が勞務官宛報  
告せる金額と相違を呈題するも本縣提出のD項金額再購を請ふ

(丁)

配布先 文、電、絡祕書、絡設庶、管、經

外 務 省

記帳済

0254



電信寫

p440/

昭和二十一年九月七日	時〇〇分	主 管 設
第一三五五號 (臣命) (勞務月報八月分に関する件) 貴電第一一三號に關し イ一〇八〇〇 ロ二〇六〇九四 三イ一〇七八七 四二〇六〇七四 配布先 文、電、総秘書、総設庶、管、經 (了)		

0255

記帳済

外務省

秘

p440/

電信寫

昭和二十一年九月七日	時〇〇分	主 管 設
第一一三號 至急 (勞務月報(八月分)) 貴電第一一三號に關し 一、二、兩項大至急再電願ふ 大阪終運事務局長 終運 總 設		

記帳済

0256

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RH'-0021

0:55

電信寫

74401

地	名	礼	千	函	重
イ	ロ	イ	ロ	イ	イ
A	札幌	イ	イ	イ	イ
B	札幌	イ	イ	イ	イ
C	札幌	イ	イ	イ	イ
D	札幌	イ	イ	イ	イ

昭和二一 五六六九 平 札幌 九月八日 一四七 發 絡設  
本省 九月一日 一四七 着

吉田 總裁  
工藤 事務局長

第二七六號 (至急)  
(勞務月報八月分報告の件)

貴電第一九七號に關し  
次の通り訂正報告する

有償 一三八九圓九七錢九厘  
有償 一三八九圓九七錢九厘  
有償 一三八九圓九七錢九厘  
無償 一四圓一錢  
有償 一三八九圓九七錢九厘

外務省

記帳済

0258

電信寫

PA401

秘

石川、山梨、大分、鹿兒島四縣知事  
札幌電連事務局長  
六帖曉 一九七 大至急  
(勞務月報 (八月分))  
八月分貴縣勞務月報受領したが今月分よりは八月八日附拙電  
三二二號記載の新規受領に據り御報告願ひ度く御面倒とは存ずる  
も同要領に據り御報告願ひたい  
尙本件に關しては八月二十二日附絡設合第五四〇號接信を以つて  
明細に通報済である。

設営部長

昭和廿一年 九月 七日 一時廿五分 絡  
一八三〇六  
一八三〇六

記帳済

0257

電信寫

配布先 文、電、給秘、給設、庶、營、經	計	
	イ	ロ
	一四九八	一四九八
	一三八九	一三八九
	一四八八	一四八八
	二九七六三二圓四八錢	二九七六三二圓四八錢
	有價 二九七六三二圓四八錢	無價 一四圓一一錢

(丁)

外務省

2260

電信寫

種内	美幌	釧路	網走	帯廣	旭川	小樽	計
ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ
	六八五	六九	九		七九	六六	二四九
	六七九	六九	四		七九	六六	一一九
	七二〇	四	二七八七圓七四錢		三三	六六	九
一九七〇圓	九〇九九〇八圓八九錢	四九九六圓三〇錢	三三〇七圓七六錢	一五〇〇圓	二八九九〇圓七錢	六六九二圓三〇錢	六九三六九圓九一
	有價 一四三二圓一四錢			有價 三〇四圓一七錢九厘	有價 一九〇圓	有價 六六圓一一錢	

外務省

2253





二、電力確保を得

A. 当地は周邊農村に比し電力供給不足あり、有するも全職社に  
供せざるに止る。故に電力確保に努むるべし。又、電力不足は  
職工の労働意欲を減じ、生産性を低下せしむる虞あり。故に電力  
確保は最優先事項とす。電力確保に当り、大工、水道工、  
電気工等、電力不足に悩まされざるよう、電力確保に努むるべし。

「ア」に於て、電力不足に悩まされざるよう、電力確保に努むるべし。  
電力不足は職工の労働意欲を減じ、生産性を低下せしむる虞あり。  
故に電力確保は最優先事項とす。電力確保に当り、大工、水道工、  
電気工等、電力不足に悩まされざるよう、電力確保に努むるべし。  
電力不足は職工の労働意欲を減じ、生産性を低下せしむる虞あり。  
故に電力確保は最優先事項とす。電力確保に当り、大工、水道工、  
電気工等、電力不足に悩まされざるよう、電力確保に努むるべし。

電 信 案

外 務 省

電力不足は職工の労働意欲を減じ、生産性を低下せしむる虞あり。  
故に電力確保は最優先事項とす。電力確保に当り、大工、水道工、  
電気工等、電力不足に悩まされざるよう、電力確保に努むるべし。  
電力不足は職工の労働意欲を減じ、生産性を低下せしむる虞あり。  
故に電力確保は最優先事項とす。電力確保に当り、大工、水道工、  
電気工等、電力不足に悩まされざるよう、電力確保に努むるべし。

B. 電力不足

C. 退職者 通譯 二名、出科医 一名、スクリュー 二名、洋服  
一名、機械工 一名、床屋 一名、給仕 一名、書記 一名、その他

電 信 案

外 務 省

RH'-0021

0:150

電 信 案

と合ふ)より取高は大工の四十二円五十銭となつた。

B. 同一職種に於て一般に支拂はるる底の所謂借賃銀は従前平均二カ月の者(大工)に於ては二倍半程(二倍半程)と考へて於て主たる職種に於ける借賃銀は全の面から

日給  
大工一〇〇円、左方一八〇円、土工五〇円、大田(富)三〇円、月令

ト多運貯手二〇〇円、通譯二〇〇円、ニニ〇〇円、竹井

C. 日傭労働者に付しては軽労働者並に新労働者の

外 務 省

電 信 案

立寄者(者)

日傭労働者(者)は別に採つては

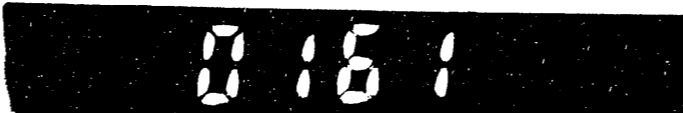
三、俵銀

A. 常傭者には二百五十円、臨時手傭者(者)は日取低俵銀は女傭(者)の八、九十円より最高は通譯の三十円(程度)家族人

九十円あり。日傭者は一日十二円五十銭の臨時手傭者

一日より文法の日取低俵銀は軽労働者並に新労働者の

外 務 省



電信案

外務省

四. 特配貨物

A. A日備方移者

五小五支、五支事餅、二〇石九斗

看、財、日、下、方、動、と、認、め、  
子、張、中、計、共、に、特、配、物、受、と、書、得、  
ま、等、の、指、過、  
等、と、考、慮、一、の、以、日、取、高、等、  
等、と、考、慮、一、の、以、日、取、高、等、  
等、と、考、慮、一、の、以、日、取、高、等、

電信案

外務省

五支事餅 三九二枚 (一斗枚十斤)

(墨) 七月下旬より八月中旬の間に不足の日数ある者かよ

報先に基づき、地方自治会等、代替品として九月迄統合せらる

(七)

五支事餅者には現在迄何等物受の配給は行なはれていない

B. 現在迄配給されていない

五、原米施設及事支年

0162

RH'-0021



施設(設置)の  
要望(要求)も  
考慮(考案)他、由  
係上車(係上車)の  
立(立)入(入)目下

電 信 案  
一  
外 務 省

今般、労働者の存在排除と常備化の方針に伴い、労組会は  
基地工作隊(労働者)以外の労働者の加入も認め拡大する方  
針を樹てて居る。本組合、係は後同趣、指導するに在り  
ては、組合が行くべき道を易とし  
労働者の存在を根柢とする労働を以て、  
労働者自身  
の向上(福利厚生)に努め、労組会を  
労働者の指導者とするべき  
ことあり

電 信 案  
一  
外 務 省

予(予)算(算)面(面)の(の)要(要)求(求)も、労働(労働)者(者)の(の)向上(向上)施設(施設)及び(及び)労(労)働(働)者(者)  
の(の)福利(福利)厚生(厚生)等(等)の(の)動(動)向(向)  
を(を)考慮(考慮)す(す)べ(べ)し(し)。

一、基地工作隊(労働者)の動向  
基地工作隊(労働者)  
の(の)常(常)備(備)者(者)三(三)百(百)四(四)十(十)六(六)名(名)の(の)組(組)隊(隊)せ(せ)る(る)諸(諸)國(國)の(の)組(組)隊(隊)各(各)団(団)体(体)  
有(有)り(り)幹(幹)部(部)の(の)認(認)識(識)指(指)導(導)振(振)等(等)は(は)見(見)ら(ら)れ(れ)る(る)に(に)お(お)き(き)に(に)あ(あ)る(る)労働(労働)者(者)の(の)  
賃(賃)金(金)向(向)上(上)に(に)多(多)大(大)の(の)効(効)果(果)を(を)挙(挙)げ(げ)て(て)居(居)る(る)。

RH'-0021

0163





二 今後には譲渡の面に於て組は存在方。

三 今後には各組は一つの共同性を設け、PDの発行を求め各業者

が輪番制を以て受け責任ある仕事をやる。

(二) 八月三十日午前五時日備勤を以て四者長以下係わりと本分以下

係わりと今後より各業者排除に伴ふ措置として、勤労労働者化

問題に付て懇話し、勤労労働者化方針の説明兼各地の取

扱方法の説明あり。この際問題と取りまはす市備者、取扱に

電信案

外務省

路の方針として、十月一日以降は日備となり、者は勤労労働者に

たる取扱は市と市との説明あり。市の方針は進駐軍と労務

者の取扱に二元的運営は面白くない。又進駐軍が労働者の

主体は日備者備り。何れも労務問題と各業者の向かいあり

斯く連前より市備は全面的に総戦に於て取扱は

本末なりと承へる旨述へる。

電信案

外務省

三、八月三十日午後本府学任所及基地工作隊方勤組会長以下幹部  
 五名とあつた會議室に會合し種々懇話あり、その重要事項の面々  
 ① 常備者勤務者格付未定(前日)設置し、補給の公正なる決定を  
 計る。之が為早急に職別委員會の決定に努めらるべし  
 ② 勤労者意識の向上を爲す、此が杖等の活用を計る事  
 ③ 常備化の爲、常備者、待遇改善を計る(日編者約三十日就  
 労せ、均等には七百五十円現金入手、如き事等の解決、横田に於て

電信案

外務省

採用上小基の如き、常備者の合常利用許可  
 ④ 特配物給付の確保(物産生産必需品配給組合)一部前日に  
 一定枠を得る事とする  
 ⑤ 組合退職者の処置は勤労者に於て最善行の兩就職と  
 兼ふべき  
 ⑥ 組合は事業請負を行はざる(但し組合自身とは全く別主体の  
 下に事業を行はざる事)

電信案

外務省

RH'-0021

0157

厚達第一二六五  
 昭和二十一年九月九日  
 終戦連絡中央事務局厚木出張所  
 所長 今井重夫  
 終戦連絡中央事務局  
 寺崎次長殿  
 敬致月報送附の件  
 本件に関し別添の通り八月分報告書送附するに付き  
 御査閲願ひたい  
 本信送附先 終戦連絡中央事務局  
 縣野村課長

外務省

8284

⑦ 基地工作隊以外に就中の方格者...  
 行々

外務省

RH'-0021

0168

外務省月報八月分報告書

一 労務概況

屢次御報告の通り、當基地部隊の移動決定は豫定より多少遅延し、  
 下のより順次開始あり、この為基地全体の落着きを失ひ、  
 も離職に直向の動搖甚だしく、能率の低下を来たしたが、  
 移動準備の為却て増加した。労務者の動きは、  
 得んとし、常備に切替を申出る者、  
 對策として、  
 下のに在り、  
 到着迄確保し置く標中入れがあり、  
 と決定した部隊の移動に伴ひ、  
 準備日属共の部隊と共に移動する傾向あり、  
 難波組の労務者は、  
 外務省

1235 Sta. Man Hospital (P.O. Box) に本屋敷を随伴せしめる豫定某の事列  
 あり、今後其の移動は部隊の移動と共に行はるものと豫想される  
 通譯も移動してゐる

次に労務供給業者の介在停止と決定し、  
 より豫行を実施することになったが、  
 先んずて  
 なるが業者として、  
 にもPDの發行を止め、  
 業者の労務者募集に及ぼす影響も、  
 される業者排除に伴ひ、  
 旅支拂は、  
 一 労務獲得

A. 當基地は、  
 外務省

RH'-0021

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
 国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan

0169

に難難なる居るが特に技術者たる大工、水道工、サイロ工、英文タイプ工、機械の供給は極度に困難にも此等之が供給は業者に一任し業者の或程度の犠牲に於て供給するたる次第であり、数に於ては常に不足を来し居る之に對し採りたる措置のことも英文タイプ工、食成所も其地内に設けし無料にて食成し需要不足を補ふ豫定であったが其地部隊移動決定する為一時延期し其地情況の改善を待たる上、買辦する事としたが他には現在も採りたる具体措置はなし

B. なし

C. 退職者通譯二名、齒科医一名、ヒスト二名、洋服屋一名、機械工一名、床屋一名、染仕一名、書記一名(村にも常備者)

退職者の再就職政策は別に採らる居ない

三、債銀

A. 常備者には二百五十円、臨時手白支給し居り、最低債銀は女中

外務省

0265

(家族含む)の八百十円であり、且最高は通譯の三千百九十円(程度)(家族込)である、日僑者には一月十二円五十銭の臨時手当を八月五日より支給し、最低は雜役輕勞働の二十円五十銭(夜を合む)であり、最高は大工の四十円五十銭となるもの

B. 同(職種に於て一般に支給はれて居る所謂別債銀は遣送手白を發行者の夫比に比し三倍半程度にも、當地に於ける主たる職種に於ける(救済、銀は左の通りである)

日給 大工一。一。月、左官五。一。八。月、土工五。一。月、人夫四。一。月(常備三。月)

月給 トラウ運轉子二。一。月、車庫用通譯三。一。月、一。五。一。月

C. 日僑勞務者に對しては輕勞働も常備者に就かざる者に對しては之を重労働と認めざる等之が調整を計ると共に、特配物資を中央配給の限り配給する等の措置を講じて居る、常備者に對しても終戦終戦年合半を考慮し可成り高賃を支拂ふ、特配物資を配給する

外務省

0264



四 韓地関係

1. 日僑の統制

2. 韓地関係

3. 韓地関係

4. 韓地関係

5. 韓地関係

6. 韓地関係

7. 韓地関係

8. 韓地関係

9. 韓地関係

10. 韓地関係

11. 韓地関係

外務省

0286

0287

團結を有し幹部の組合に對する認識指導振興等は是れもそのあり  
 勢秋者の協力的向上に多大の効果を擧げて居る。今般の世帯者の介在  
 排除と常備化の方針に連當組合は基地工作隊以外の方秋者の介在  
 加入も認め拡大する方針を樹て居る。本組合の系統は總同盟の指導下に  
 在り組合の行くべき道と認識し方秋者自身の質的向上、福利厚生施設  
 の設置を要請しつつあるも資金其他の關係上未だ實現に至らず目下  
 の処組合は大運動に全力を傾中極めて協力的で當所々々も之の基  
 礎に力めて居る。

2. 厚木地之道駐軍が働組合

本組合は基地内就労の百名(女女子七十一名)A.I.C就労の二百名の  
 日僑労務者より組織せられ居るもその組織組合員の團結幹部の  
 自衛隊等に於ては衛隊隊員にその結成動機に於ても異なる闘争  
 団体的な色彩が認められる。その動も東京板橋に於ける共産黨員等

外務省

RH'-0021



三分後は各組は一つの共同体を設立し、Dの発行を求め各業者の輸  
入割を以て受け責任ある仕事を行ふ

(一) 八月三十一日以前厚木日備勤労署長以下係官と本官以下係官と各般  
の業者排除に伴ふ措置としての勤労署の強化問題に付き報告し  
勤労署より縣の方針の説明及當地の取扱方法の説明ありその際  
問題となりたるは常備者の取扱に於て縣の方針とは十月一日以降常  
備となりたる者は日備勤労署に於て取扱ふ事としたこの説明あるが  
常備より日備軍常備者取扱者の取扱に一元化運営は面自からず  
又日備軍常備者の主体は日備常備の如何を以て終戦連絡事務  
局であり斯る建前とするも常備は全面的に終戦に於て取扱ふが本来  
なりと考へる旨述べ置く

(三) 八月三十一日以後本官以下係官勤労署係官及基地工作隊分働組合長  
以下幹部各名と各分働會議室に會合し種々報告談したその主要な左の通り

外務省

① 常備取扱者格付手続を急ぐも設置し賃銀の公正なる決定を計る  
之が急務に職別格付手続を急ぐの社に成に努めること

② 勤労意識の向上の爲勤労奨励校等の活用を計ること

③ 常備化の爲常備者の待遇改善を計る(日備署が三月日就  
場合は七月五十月現金入手の如き矛盾の解決極日に於て採用され  
あるが如き六月十月以上の常備者の給金計ること)

④ 特配物資の確保(縣人生活を需物資配給組合第一組合に一元化  
を得ることとする)

⑤ 組合退却者の処置は勤労署に於て嚴重に行ひ再就職を謀ること

⑥ 組合の資金獲得の爲事業講習員を行ふ(但し組合自身とを以てなく  
別主体の下に規模のものを行ふ)

⑦ 基地工作隊以外に就労中の労働者にも働きかけた左側分働子を排斥  
一元化に統合を行ふ

外務省

0271

0270

RH'-0021

0173

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

電信寫

昭和二一 五七三〇 平 徳島 九月十日 一四〇〇 發 絡設  
 本省 十一日 〇六一〇 着

吉田總裁 徳島縣知事

(勞務月報提出の件)

八月分勞務月報

Aイ、九六〇、〇、五三  
 Bイ、九六〇、〇、五二  
 Cイ、一〇二六、〇、五五  
 Dイ、五四九八〇九四〇一錢、〇、三二四七一圓五〇錢  
 E 無し

配布先 文、電、絡秘書、絡設庶、營、經

外務省

電信寫

74401

横須賀事務局長  
 滋賀、石川、福井、岐阜  
 和歌山、奈良、徳島、山口  
 各縣知事

横須賀宛第四五號 (大至急)

(勞務月報 (八月分) に関する件)

貴縣勞務月報八月分未着に付拙電合第三二二號又は拙信絡設合第五四〇號附屬丙の新規要領に依り大至急御報告願ひ度い。

尙御承知の通り本勞務月報提出期日の嚴守方に就ては總司令部より繰返し申越あり且毎月の事でもあり今後督促さるる事なく御提出願ひ度い。

尙もし既に發電済の分も念の爲再電請ふ。

設 營 部 長

記帳済

昭和二十一年九月九日 一時二〇分

管 主 絡設

RH'-0021

0174

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

7440/

昭和三十一年 五七二一 平 大津 九月十日 〇九〇五發 絡設  
本省 十一日 〇八五〇着 滋賀縣

終 連 次 長  
(勞務月報)

勞務月報八月分

A、B、イ、二三四人 英國五九人 俄、アメリカ九四一人  
C、イ、アメリカ二五四人 英國九人 口、アメリカ七一五人  
D、アメリカ三五四人 一八九一八二圓七錢 英國五九人 二七〇一九  
圓九〇錢、アメリカ二一六人 四五五圓九錢 一二錢 (了)  
圓七五八〇圓六〇錢  
配布先 文、電、絡秘、絡設部課

外務省

電信寫

p.c.c.c.1

昭和三十一年 五七四六 平 廣島 九月 十日 一〇〇〇發 絡設  
本省 十一日 〇九二〇着 廣島縣知事

(勞務月報中編記の件)

勞務月報八月分中(イ)に關するもの左の如し

A、二八名  
B、二八名  
C、五一名  
で支拂済一七九二〇圓六〇錢未支拂なし  
E、なし

配布先 文、電、絡秘書、絡設庶、營、經

(了)

外務省

電信寫

1940.1

昭和二一 五七四五 平 福井 九月十日 一三〇〇發 絡設  
本省 十一月 九四〇着

福井縣知事

(勞務月報報告の件)

勞務月報八月分

A イ、九九

ロ、一一

B イ、九八

ロ、一一

C イ、九五

ロ、なし

D イ、七一三一三圓五錢

ロ、六七四〇圓

三、なし

尙本件に關しては三日發電済  
配布宛 文、電、絡秘書、絡設庶、營、經

(了)

外務省

記帳済

0278

電信寫

1940.1

昭和二一 五七五三 平 横須賀 九月十一日 一四〇〇發 絡設  
本省 十一月 一〇〇着

佐藤事務局長

第七二號

(勞務月報提出の件)

設管合第四〇號に關し

八月末に於ける調査左の通り

A イ無し 五、一三〇、七

B イ無し 四、七六五、五

C イ無し 四、五七九

D イ無し 七月分繰越支拂高八、九六一、二六九圓五六

八月分支拂高一七〇、三九一圓六八

E イ無し 数量雜費三三、五五〇圓四〇〇見積價格四三、四

七七圓〇一

右は聯合軍よりの引揚物資を市役所に於て無償配給(一人に付二

外務省

記帳済

0277

RH'-0021

0176

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

〇〇頁  
横濱事務局、神奈川縣知事へ轉電せり  
配布先 文、電、結祕、絡設庶、管、經

外務省

0278

文書係

D. 440. 1

電信寫

昭和二一 五八一六 平 奈良 九月十三日 一四七 發 絡設  
 本省 十三日 一四七 着

吉田 總裁

(至餘)

(勞務月報に關する件)

A. I. 一六六七 □. 三九  
 B. I. 一三七三 □. 三七  
 C. I. 一三一三 □. 四三  
 D. 一四〇八〇〇四圓

(一)なし

(二)附備イ、六五〇 □. 三九  
 日備イ、一〇一七 □. なし  
 附員なし

(三)附備五九〇 □. 三七  
 日備イ、七八三 □. なし

記帳齊

外務省

RH'-0021

電信寫

144001

線番	一八七四一
符	半
日	昭和廿一年九月十二日一八時〇〇分
主	設

奈良縣知事  
山口縣知事

(大至急)  
(勞務月報(八月分))

終戦連絡設置部長

八月九日附前報を以つて督促した貴縣勞務月報八月分末に御提出なく總司令部上りの無い要求もあり責任を迫求せられるかも知れぬ状況にある故捕電合第三二二號の要領に依り大至急電報願ひ度

0281

電信寫

(四)イ、六九八、ロ、なし  
本信配布先 文、電、絡秘書、絡設置、營、經

外務省

0280

RH'-0021

0:78

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



電信寫

p.440.1

昭和二一 五八一三 平 金澤 九月 十五 日 一 時 三 〇 分 着 終 股  
吉 田 總 裁 石 川 縣 知 事

（勞務月報の件）  
勞務報告八月分九月十日報告済  
配布先 文、電、総秘書、総設庶、管、經

（丁）

外 務 省

0283

電信寫

p.440.1

總 番 號  
一 八 七 三 三 七  
一 八 七 四 〇  
昭 和 廿 一 年 九 月 十 二 日 一 八 時 〇 〇 分  
記帳済

山梨、石川、大分  
鹿兒島各縣知事

終戦連絡設費部長

（大至急）

（勞務月報（八月分））

九月七日附電報を以つて御依頼して置いた勞務月報八月分訂正報  
未着で總司令部への綜合報告も出来ず困却してゐるので八月八日  
附拙電合第三二二號勞報に依り大至急御報告願ひ度い。

0282

RH'-0021

0179

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

24401

昭和二一 五八五三 平 大分 九月十三日 一九〇〇 時  
 本省 十四日 一九〇〇 時  
 大分 時

政務部長 (勞務月報)

八月分勞務月報

A 四 一五六〇  
 B 四 一五五五  
 C 四 一四八五  
 D 一三四〇〇 一六一四 五五 六三  
 E なし

配布先 文、電、締結、締結の進、管、經

(丁)

記帳済

0284

外務省

電信寫

24401

昭和二一 五八二四 平 中府 九月十三日 一九五五 時  
 本省 十四日 一九〇〇 時  
 山梨縣知事

政務部長

(勞務月報)

A 四 一〇三〇  
 B 四 一三七七  
 C 四 一六六〇  
 D 四 二九〇七 五八 二二  
 E なし

配布先 文、電、締結、締結の進、管、經

(丁)

記帳済

0285

外務省

RH'-0021

0180

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records National Archives of Japan

電信寫

D4401

昭和二十一 五八三七 平 山口 九月十三日  
本省 十四日  
山口縣内務課長

(至急)

(勞務月報)

A 月分勞務月報

A、4、550、6061

B、4、550、5973

C、4、630、6219

D、4、38220、327605A

E、なし

配布先 文、電、給務書、給庶、管、經

(丁)

外務省

電信寫

D4401

昭和二十一 五九一五 平 奈良 九月十六日  
本省 十七日  
奈良縣渉外局 絡設

(至急)

(勞務月報督促に関する件)

十六日本縣勤勞課員上京報告す。(丁)

配布先 文、電、給務書、給庶、管、經

外務省

電信寫

pc. 4. 0. 1

外機密

總 番 號  
二〇〇一三  
二〇〇二八

符 號  
平

昭和廿一年九月廿八日 一六時一〇分

主 管  
終 設

各地方長官

(別紙の通り)

合第四〇六號

終 設 設 營 部 長

(勞務月報週及報告に関する件)

八月八日付拙電合第三二三號をもつて去年九月以降七月までの新規要領による勞務月報報告提出方御依頼したが貴縣の分未着につき至急御提出願ひたい。

記録済

0289

電信寫

pc. 4. 0. 1

秘

總 番 號  
〇一九一七三

符 號  
平

昭和廿一年九月七日 一七時

分 主  
終 設

鹿兒島縣知事

終 設 設 營 部 長

大 至 急

(勞務月報(八月分))

九月七日及び九月十二日附二回に亘り電報を以つて御依頼して置いた勞務月報八月分訂正報未だに到着せず明十八日總司令部よりの要求もあり貴縣の分のみ除外して綜合報告提出する。

尙八月分月報は本電折り返へし御報告請ふ。又來月分よりは毎月五日迄に必ず御提出ある様御努力願ひ度い。



電信寫

P. 44. 0. 1

昭和二十一年 九月三十日 一八〇〇發 絡設  
本省 十月一日 一〇〇着  
愛媛縣知事

(勞務月報に關する件)

電照の第三二三號勞務月報九月五日提出済みにつき御調べ請ふ

配布先 文、電、絡秘、絡設の庶、營、經

(丁)

不要記

外務省

0292

外機密

P. 44. 0. 1

電信寫

昭和二十一年 九月三十日 一五時四〇分 絡設  
平

福岡縣知事

終運設管部長

(勞務月報報告に關する件)

九月十七日附貴信外第三一二號に關し左記の通り回答する。

記

一 A項は報告の必要ない

二 B項はその月の出勤延人員数を一ヶ月の員数で割つた数値も平

均供出数で工事の進行程度には關係ない

三 G項はその月の末日に於ける實出勤人員数を報告する

不要記

0293

RH'-0021

0184

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

秘

電信寫

24407

總 番 號	〇〇二〇一七五
符 號	平
日 時	昭和廿一年 九月三十日 一〇時三〇分
管 轄	主 絡 設

各終連事務局長

吉田總裁

合第四〇九號(大至急)

(勞務月報報告系統變更の件)

當事務局より總司令部に提出される勞務月報は從來各縣より直接報告を受けて居たが、當方屢次の注意にも拘らず未だに締切期日に間に合はず督促電を必要とする向あり、綜合報告提出に毎月支障を來して居る現狀である。

就いては九月分以降の分に關しては從來の方法を廢し左記の如く報告系統を變更しもつて提出期日の嚴守を期したいから爾今左により御報告相成りたい。

記

各縣はその縣を管轄する終連地方事務局へ報告する。

0295

0294

各終連事務局は管下各縣の報告を集め、事務局の責任において當事務局へ一括提出する。

報告の單位は縣とする。(横濱事務局は横須賀、厚木の分を加算し、神奈川縣勞務月報として報告するが如きである。)

當方への報告締切期日は電報による報告は毎月六日とし、文書による報告は十五日迄とする。

尙本電各道府縣長官へ轉電した。

(1) Memorandum, SCAP.

(SCAPIN-1160)

27 August 1946

MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT

THROUGH : Central Liaison Office, Tokyo

SUBJECT : Procurement Demand Procedure.

1. The Supreme Commander for the Allied Powers has designated Eighth Army as the sole procuring agency for Japanese supplies, real estate, construction, and services for all occupation forces in Japan. Procurement will be effected by means of a procurement demand, GPA Form 1, served by military Government personnel on the Imperial Japanese Government through Japanese Liaison Office of Local Japanese Governments.

2. Members of the occupation force do not have the authority to serve a procurement demand on any Japanese individual or company nor to negotiate for Japanese supplies, real estate, construction, and services for use by the occupation forces except as provided by paragraph 1. A complete report listing all pertinent details will be rendered promptly to this headquarters of deviations from the prescribed procedure.

3. It is desired that the above matter be brought to the attention of the Japanese people.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

JOHN B. COOLEY  
Colonel, AGD  
Adjutant General

0297

電信寫

*P.C.C.O.*

外機密

合  
第四〇九號の轉達

(要務外報報告系統變更の件)

各道府縣長官

青田 總裁

號 番 通  
二〇〇  
一七三  
四〇

號 符  
平

昭和廿一年九月三十日 一〇時三〇分

管 主

文

不要

0296

RH'-0021

0:186

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



電信寫

94,4,01

秘

各道府縣長官  
(東京都を除く)  
(大至急)

(勞務月報報告系統變更の件)

勞務月報御報告に關しては段々の御努力を頂いて居るが、今度別電合第四〇九號の如くその報告系統を變更する事に決定したから九月分以降の分に關しては右に依り御報告願ひ度い。尙報告締切期日嚴守方に就いては特に御努力願ひ度い。

終戦連絡中央事務局總裁

號 番 通  
二〇一二九

號 符  
平

昭和二十一年九月三十日 一〇時一〇分 發

管 主  
發 營

0299

不審

(2) The explanation by the 8th Army Headquarters this directive, in effect, says the following:

- a. It emphasizes that Eighth Army is the only agency that is allowed to procure from the Japanese Govt.
- b. That procurement will be made only through Procurement Demands handled by Mil. Govt. officers through the Liaison Office.
- c. That NO ONE except Mil Govt. officers (and then, only if they have a procurement demand) has the right to serve a demand or even NEGOTIATE with the Japanese.
- d. That SCAP is ORDERING the Liaison office to report in writing any violations of the order.

(3) These complaints should be on form as follows:

Heading	Place	Date
Memorandum: to SCAP		
Subject ; violation of Procurement Demand Procedure.		

In accordance with paragraph 2, SCAPIN 1160, AG 400.12 27 August 1946, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, the following violations of procurement demand procedure are submitted.

0298

電信寫

100  
秘

24401

總 番 號	二〇六三七
符 號	平
昭 和 廿 一 年 十 月 二 日 一 七 時 二 〇 分	
主 管 部 署	給 設

滋賀縣知事

(勞務月報に關する件)

設 管 部 長

八月二十一日附賃信沙第二三號(勞務者の供出數及び賃金支拂等の件)は昨年九月より本年七月までの綜合平均數なるも當方の要求は各月別報告なるにつき至急再報告せられたい。

不要記

0301

電信寫

秘

24401

總 番 號	二〇二三七
符 號	平
昭 和 廿 一 年 九 月 三 十 日 一 五 時 四 五 分	
主 管 部 署	給 設

鹿兒島縣知事

(大至急)

終戰連絡中央事務局次長

(勞務月報八月分に關する件)

八月分勞務月報費縣の分は三度に亘る督促にも拘らず未だに報告なく本電到着後直に御報告御提出乞ふ。  
尚總司令部への説明の爲遅延の理由併記願ひ度い。

不要記

0300

極秘

電信寫

74401

宮城縣	DOBA	DOBA	DOBA	DOBA	DOBA	DOBA	DOBA
仙臺	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
青森	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
岩手	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
秋田	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
山形	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
福島	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
茨城	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
栃木	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
群馬	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
埼玉	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
千葉	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
東京	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
神奈川	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
新潟	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
富山	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
石川	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
福井	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
山梨	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
長野	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
岐阜	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
愛知	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
三重	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
滋賀	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
京都	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
大阪	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
和歌山	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
奈良	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
徳島	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
香川	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
高松	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
愛媛	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
高知	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
福岡	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
佐賀	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
熊本	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
大分	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
宮崎	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
鹿児島	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
沖縄	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二

昭和二十一年十月三日 仙臺 十月三日 十四時十分發 締設

吉田總裁 第一五六號

勞務月報報告の件

貴電合第九號に關し

管下各縣九月分勞務月報左の通り

記

外務省

0303

電信寫

74401

秘

二〇六三六

昭和三十二年十月二日 十七時十分發

石川縣渉外事務局長

設 營 部 長

(至急)

(勞務月報に關する件)

八月十三日附貴電第四〇六號(勞務月報に關する件)による報告は舊形式なるにつき八月二十二日附拙電第五四〇號附屬丙の新形式により至急再報告せられたる

不要記

0302

RH'-0021

0:89

0305

青森縣 總てなし

D	O	B	A
1	1	1	1
0	1	0	0
6	2	8	8
7	5	1	1
8	1	3	0
7	1	7	0
0	1	2	9
1	2	9	6
1	2	9	6
1	2	9	6

配布先 文、會、電、次長、絡設部長、絡秘書、絡設庶、營、

山形縣 總てなし

D	O	B	A
1	1	1	1
1	1	1	1
1	1	1	1
1	1	1	1
1	1	1	1
1	1	1	1
1	1	1	1
1	1	1	1
1	1	1	1
1	1	1	1

秋田縣 總てなし

D	O	B	A
1	1	1	1
1	1	1	1
1	1	1	1
1	1	1	1
1	1	1	1
1	1	1	1
1	1	1	1
1	1	1	1
1	1	1	1
1	1	1	1

岩手縣 總てなし

D	O	B	A
1	1	1	1
1	1	1	1
1	1	1	1
1	1	1	1
1	1	1	1
1	1	1	1
1	1	1	1
1	1	1	1
1	1	1	1
1	1	1	1

經 文、會、電、次長、絡設部長、絡秘書、絡設庶、營、

0304

電信寫

1944.1

秘

訓路	帯廣	室蘭	網走	旭川	函館	美幌
ロイ 五〇	ロイ 三〇	ロイ 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇	ロイ 二〇	ロイ 一九〇	ロイ 五三 五二 五一 五〇 四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇	ロイ 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇
ロイ 五〇	ロイ 三〇	ロイ 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇	ロイ 二〇	ロイ 一九〇	ロイ 五三 五二 五一 五〇 四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇	ロイ 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇
ロイ 五〇	ロイ 三〇	ロイ 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇	ロイ 二〇	ロイ 一九〇	ロイ 五三 五二 五一 五〇 四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇	ロイ 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇
ロイ 五〇	ロイ 三〇	ロイ 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇	ロイ 二〇	ロイ 一九〇	ロイ 五三 五二 五一 五〇 四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇	ロイ 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇
有償 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇	有償 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇	有償 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇	有償 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇	有償 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇	有償 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇	有償 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇

0307

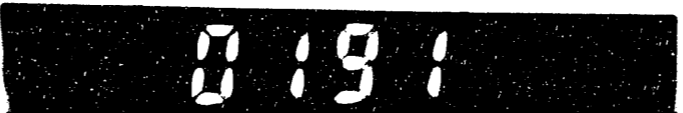
小樽	千歳	札幌	
ロイ 一六 一五	ロイ 二二 二一 二〇	ロイ 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇	A
ロイ 一六 一五	ロイ 二二 二一 二〇	ロイ 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇	B
ロイ 一六 一五	ロイ 二二 二一 二〇	ロイ 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇	C
ロイ 一六 一五	ロイ 二二 二一 二〇	ロイ 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇	D
有償 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇		有償 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇	四

昭和二一 六四三一 平 札幌 十月三日一七一六 發 終設  
 本省 四日一〇〇〇 着

吉田總裁  
 第三一三號(至急)  
 (九月分勞務月報報告の件)  
 九月分勞務月報次の通り

工藤事務局長

0306



電信寫

P4401

昭和二一 六四二〇 平 厚木 十月三日〇九〇〇發 絡設  
 吉田 總裁 本省 四日〇九〇〇着 今井出張所長

第二七號

(勞務月報提出の件)

九月分勞務月報左の通り

Aイなし ロ二六二五

Bイなし ロ二六八八

Cイなし ロ二二四八

Dイなし ロ二九〇七五二、三一

Eイなし ロなし

本電傳電先横濱縣勤勞課

配布先 文、電、絡秘、絡設庶、營、經

外務省

0309

計	推内
イ一四三三 ロ三三三三	ロイ 三〇
イ一三三三 ロ六三三八	ロイ 三〇
イ一四〇〇 ロ六四七	ロイ 三〇
イ一六四一 ロ三二一七六	ロイ 一六四三・三〇
有償 一三六七六一	有償 六六二〇

本誌郵送す  
 配布先 文、電、營、電、次長、絡設部長、絡秘、絡設庶、營、經

(丁)

0308

RH'-0021

0192

電信寫

24401

昭和二一 六四三九 平 大阪 十月三日 一七三〇 發 絡設  
 本省 四日 一〇一〇 着

吉 原 總 裁 滋 賀 縣

至 急 (勞務月報報費の件)

勞務月報九月分

A B イ、アメリカ四九人、英國一四四人、アメリカ一〇〇二人、  
 イ、アメリカ四九人、英國一四四人、アメリカ七四四人  
 D イ、アメリカ一八九三圓三〇錢、英國七七五九圓四二錢、  
 アメリカ一五八八七圓五五錢、  
 E イ、該黨無し、アメリカ六九三九〇圓六〇錢 (イ)

配布先 文、電、絡秘、絡設、管、經

不要記

0310

外務省

電信寫

24401

昭和二一 六四八六 平 大阪 十月三日 一七三〇 發 絡設  
 本省 五日 九三〇 着

吉 田 總 裁 小瀬事務局長

第一五五號(託送)

大阪府九月分勞務月報發出の件

大阪府九月分勞務月報左の通り報告する。

A (イ) 一五、九一四 (四) 二二六、七三八  
 B (イ) 一五、七一二 (四) 三二八、八九七  
 C (イ) 五三三 (四) 五、五三四  
 D (イ) 五五〇、一八一八二錢 (四) 七、六六九、三四三圓八三錢  
 E (イ) 三、七一五圓三四錢 (四) 三一、八七四圓七〇錢

配布先 文、電、絡秘、絡設、管、經

0311

外務省

RH'-0021

0193

文

p4401

電信寫

昭和三一 六四六一 平 名古屋 十月四日 一〇時 絡設  
本省 十月五日 一〇時 着  
倭島事務局長

第四二號

(勞務月報提出の件)

當局管下各縣九月分勞務月報左の通り  
尙石川縣は直接電報濟の管

記

愛知縣

- A イ一九六八 口一七〇一
- B イ一九六八 口一六三二
- C イ一九六八 口一五六三
- D イ一五一一三五六圓六四錢 口一五三一〇七圓七〇錢
- E イなし

外務省

帳簿

0312

電信寫

静岡縣

- A イ五六九 口一五七
- B イ五六九 口一四八
- C イ五七五 口一五九
- D イ三〇一四六九圓八五錢 口一〇四二九六圓三九錢
- E イ五四三〇〇圓 口なし

三重縣

- A イ三五 口五九
- B イ三五 口五九
- C イ六〇 口四八
- D イ一三三四三圓 口四六三八五圓六〇錢
- E イなし

富山縣

- A イ一 口五二、五

外務省

0313

RH'-0021

0194

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan



電信寫

岐阜縣

B	イ	一	四	五	一	、	三
C	イ	なし	ロ	六	三		
D	イ	三	六	二	圓	ロ	一
E	なし						

岐阜縣

A	イ	一	二	ロ	一	三	八	二
B	イ	一	二	ロ	一	三	〇	一
C	イ	一	二	ロ	一	三	九	八
D	イ	六	一	七	七	圓	三	八
E	なし							

配布先 文、電、絡秘、絡設庶、營、經

(了)

外務省

0314

04401

秘

昭和二一 六四七九 平 和歌山 十月四日 一四二二 絡設

吉田 總 務 局長 佐藤 事務局長

第八七號 (勞務月報報告の件)

九月分勞務月報左の通り報告する

A	ロ	四	七	一							
B	ロ	四	七	一							
C	ロ	四	五	六							
D	ロ	三	三	七	〇	三	三	圓	八	五	錢
E	なし										

右の内々に該当するものはない  
尚ほ譯は含んでいない

配布先 文、電、絡秘、絡設庶、營、經

(了)

0315

RH'-0021

0:195

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

配付先 文、電、新聞、雑誌、書籍、紙

外務省

0317

電信寫

D4401

昭和二十一年四月九日 午後十時四十分 東京  
青田 総務課 出頭書  
三十七  
(事務用紙)  
事務用紙九分左の通り  
A(四)八名  
B(一)三一名  
C(一)〇八六名  
D(一)三三名  
E(一)一四八名  
F(一)三三八九名  
G(一)〇七二五〇名  
H(一)〇三二八名  
I(一)〇五二七名

外務省

(丁)

0316

RH'-0021

0:196

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

74401

昭和二一 六四七三 平 佐世保 十月四日一五三〇發 絡股  
本 省 五日一〇〇〇着  
吉田 總 裁 三浦事務局長

(勞務月報の件)

佐賀縣勞務月報九月分

- (A) イ、一二二、 □、六二九
  - (B) イ、二一一、 □、六一三
  - (C) イ、三三九、 □、六一五
  - (D) イ、一六二四八四圓四二錢 □、五〇六一一九圓八五錢
  - (E) イ、ナレ □、ナレ
- 配布先 文、電、絡秘書、絡股庶、營、經

(丁)

不要記

0318

外 務 省

電信寫

74401

昭和二一 六四七二 平 佐世保 十月四日一五三〇發 絡股  
本 省 五日 九三三着  
吉田 總 裁 三浦事務局長

(勞務月報提出の件)

勞務月報九月分

- 長崎の分 △イ八五 □六、三〇八
- イ八三 □六、三〇八
- 〇イ八三 □六、四二三
- イ九三、七七五圓二六錢
- 、六、五〇五、一一九圓一九錢
- イなし □、なし
- 佐世保の △イなし □、五、一三八
- イなし □、五、一三八
- 〇イなし □、五、四六七

尾

不要記

0319

外 務 省

電信寫

請負

D イなし 〃、五、二九〇、六五二圓七錢  
 E イなし 〃、なし  
 A 八七四  
 B 八七四  
 O 一、〇四七  
 D 七一八、七二五圓  
 E なし

配布先 文、電、絡秘書、絡設庶、營、經

(丁)

外務省

記帳済

0321

秘

電信寫

94.4.01

總 番 二〇七三三

平 昭和廿一年十月四日十四時二十分 絡設

主 管 官

終戦連絡熊本事務局長

吉田 總裁

第九六號 (至急)

(勞務月報八月分に關する件)

八月分勞務月報に關し鹿兒島縣よりは三度にわたる督促電にもか  
 かわらず報告なく、九月三十日更に電報をもつて月報提出方及び  
 遅延理由の説明方依頼したが未だに返電なく、總司令部よりは九  
 月分とともに提出すべき命令があつた。

ついでには同縣八月分月報は九月分と同様貴官經由報告すべきや  
 う御措置相成りたい。

なほ遅延の理由及び責任者名併はせて御報告相成りたい。

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RH'-0021

0:98

電信寫

配布先 文、電、絡秘書、絡設庶、營、經

外務省

0323

電信寫

7440 /

昭和二一 六四九四 平 京都 十月五日 一四二一 發 絡設  
本省 五日 一四四二 着  
吉岡事務局長

(至急)

(勞務月報に關する件)

九月分勞務月報左の通り報告する

- A、イ、二六六八名 □、二五五九名
  - B、イ、二六六四、九名 □、二五四三名
  - C、イ、二七一三名 □、一〇六八名
  - D、イ、一九七五五七二圓二二錢□、二六〇七二四九圓一二錢
  - E、イ、なし □、なし
- 尙D、項中イ七七一九圓一二錢及び□、一〇九二九二四圓一〇錢は前月繰越分とす

(了)

外務省

0322

不要記





電信寫

79,40,1

訂正報

主管 絡設

官欄九州事務局局長發總) 裁宛電報第一二九號勞務月報報告の件 ( 總番六五三八) 中D項數字左記の通り御訂正請ふ

D 三九四八七九六圓六九錢

配布先 絡秘書、絡設庶、營、經、文、電)

記帳

0328

外務省

電信寫

79,40,1

文書課長

青田 總裁

服部 事務局長

第二〇五號

(勞務月報報告系統變更の件)

貴電合四〇九號に關し

九月分勞務月報左記の通り

島根縣

Aイ、六

ロ、七六五

Bイ、六

ロ、七五一

Cイ、二〇

ロ、九二七



0329

外務省

RH'-0021

0202

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



電信寫

D、イ、四一五圓  
 ロ、六六六、八〇七圓八九錢（支拂額三四九、二六七圓二九錢未拂額三一七、五四〇圓六〇錢）  
 E、なし

山口縣  
 A、イ、六一  
 ロ、七〇九九  
 B、イ、六一  
 ロ、六九一四  
 C、イ、六五  
 ロ、六一七九  
 D、イ、九一、六二〇圓  
 ロ、三、五二六、二二〇圓  
 E、なし

外務省

0203

電信寫

鳥取縣  
 各項とも（イ）該當なし  
 A、ロ、一九三二  
 B、ロ、一六八九  
 C、ロ、一九五七  
 D、ロ、一、一六〇、四八六圓七〇錢  
 E、なし

廣島縣  
 各項とも（イ）該當なし  
 A、ロ、一七、五一二  
 B、ロ、一六、三五〇  
 C、ロ、一七、二〇一  
 D、ロ、一五、九一四、二〇一圓六一錢（支拂額七、七四五、四八二圓一九錢、未拂額八、一六八、七一九圓四二錢）  
 配布額 文、電、絡秘書、絡設庶、管、經

外務省

0201

RH'-0021

0203

電信寫

p 44,0,1

昭和二一 六五五八 平 名古屋 十月六日一五〇〇發 絡設  
本省 十月七日一七〇〇着  
吉田 總裁  
第四三號  
（勞務月報報告の件）  
石川縣九月分勞務月報左の通り

- A . 四三三
  - B . 四三三
  - C . 八二三〇
  - D . 二四二一八一圓
  - E . なし
- 配布先 文、電、秘書、庶、營、經

外務省

電信寫

p 44,0,1

昭和二一 六五七五 平 舞鶴 十月七日一五三三發 絡設  
本省 八日〇九〇〇着  
吉田 總裁  
第一八號  
（九月分勞務月報に關する件）  
千野出張所長

九月勞務月報  
日傭者  
A . 三八九  
B . 三八三  
C . 三〇〇  
D . 四〇三、五四八圓九〇錢  
常備者 なし  
八月繰越高 一七六、六三八圓一〇錢  
九月分 なし  
配布先 文、電、秘書、絡設庶、營、經

(了)

外務省

RH'-0021

0204

電信寫

P4401

昭和二一 六六二九 平 鳥取 十月八日 四二二發 絡設  
本省 九日 九二二着  
鳥取 縣

設營部長 (勞務月報報告要領に關する件)

合第三二三號電新要領勞務月報  
昨年九月以降七月迄分本縣にはPDに基くものなきため再報告せ  
ず從來の報告で處理願ひたす

配布先 文、電、絡秘書、絡設庶、營、經

(丁)

外務省

0334

電信寫

P4401

昭和二一 六六一五 平 神戶 十月八日 三三〇發 絡設  
本省 九日 九四〇着

官田總裁

第一一號

田中事務局長

(三 急)

(勞務月報報告系統變更の件)

貴電合第四〇九號に關し兵庫縣に於ける九月分勞務月報左の通り

(A) (六一九) B (六一九) C (七一九) D (三〇〇三八六) E

(チシ) (H) A (一一三八一) B (一一二二五) C (一一七九八)

D (八四二四七二二) 三六 E (チシ) (丁)

配布先 文、電、絡秘、庶、營、經

外務省

0335

電信寫

94.10.1

秘

總 番 號	〇二一一五七
符 號	平
昭 和 二 一 年 十 月 八 日 一 六 時 四 五 分	
主 管 部 門	絡 設

大阪事務局長

第一二八號 (大至急)

(勞務月報九月分)

大阪府勞務月報九月分A B兩項共二十二萬臺は一日平均にしては多過ぎるやに思はるるも誤なきや大至急御同電請ふ

吉田總裁

記帳済

0337

電信寫

94.10.1

秘

總 番 號	〇二一一五六
符 號	平
昭 和 二 一 年 十 月 八 日 一 六 時 四 五 分	
主 管 部 門	絡 設

佐世保事務局長

第一五六號 (大至急)

(勞務月報九月分)

勞務月報九月分受領したが「長崎縣の分」中に佐世保は含まれてゐるものなるか、又は兩方の合計が長崎縣の分なるか大至急御同電請ふ

吉田總裁

記帳済

0335